

## 1 ヒブワクチン

【対象】 生後2カ月～5歳未満の乳幼児（誕生日の2日前まで）

【持参するもの】 母子手帳、健康保険証

【接種回数・接種間隔】 下表の通り。接種を開始する年齢（月齢）により異なります

接種開始の月齢	接種回数	接種間隔	自己負担額
2カ月以上7カ月未満	4回	▼初回免疫として、4～8週間の間隔で3回接種（接種医が認めた場合、3週間の間隔）▼追加免疫として、3回目の接種後、おおむね1年後に1回接種	1回あたり 900円
7カ月以上12カ月未満	3回	▼初回免疫として、4～8週間の間隔で2回接種（接種医が認めた場合、3週間の間隔）▼追加免疫として、2回目の接種後、おおむね1年後に1回接種	
12カ月以上5歳未満	1回		

## 2 小児用肺炎球菌ワクチン

【対象】 生後2カ月～5歳未満の乳幼児（誕生日の2日前まで）

【持参するもの】 母子手帳、健康保険証

【接種回数・接種間隔】 下表の通り。接種を開始する年齢（月齢）により異なります

接種開始の月齢	接種回数	接種間隔	自己負担額
2カ月以上7カ月未満	4回	▼初回免疫として、27日以上の間隔で3回接種（3回目は12カ月齢未満までに完了）▼追加免疫として、3回目の接種後、60日以上の間隔で1回接種（標準として12カ月齢以上15カ月齢の間）	1回あたり 1,200円
7カ月以上12カ月未満	3回	▼初回免疫として、27日以上の間隔で2回接種▼追加免疫として、2回目の接種後、60日以上の間隔で12カ月齢後に1回接種	
12カ月以上24カ月未満	2回	60日以上の間隔で2回接種	
24カ月以上5歳未満	1回		

## 3 子宮頸がん予防ワクチン

【対象】 次の通り

① 中学1年生（13歳相当）～高校1年生（16歳相当）の女子（8年4月2日生～12年4月1日生の女子）

② 高校2年生相当（7年4月2日～8年4月1日生）の女子で、23年度に1回または2回接種した方（23年度に接種をしていない方は対象となりません）

【持参するもの】 健康保険証、2回目接種以降は接種済証（接種履歴確認のため）

【接種回数・接種間隔】 下表の通り

ワクチンの種類	接種回数	接種間隔	自己負担額
サーバリックス	3回	▼初回接種日から1カ月後に2回目を接種 ▼初回接種日から6カ月後に3回目を接種	1回あたり 1,600円
ガーダシル		▼初回接種日から2カ月後に2回目を接種 ▼初回接種日から6カ月後に3回目を接種	

※「サーバリックス」と「ガーダシル」は、いずれも子宮頸がんの予防効果があります。医療機関で接種できる方を接種してください。なお、3回とも同じ種類のワクチンを接種します。

※副反応の予防のため、接種後30分は安静にする必要があります。

### 【ご注意】

- ① 「予防接種の説明書」は接種前に必ずお読みください（市内医療機関に備えてあります）
  - ② 接種を希望する方は、必ず医療機関に予約してください
  - ③ 公費助成の対象は、対象者のうち、上表の接種回数および接種間隔で接種していただいた方になりますので、ご注意ください。なお、体調不良などで接種予定日に接種できない場合は、接種医にご相談ください
  - ④ 「ヒブワクチン」「小児用肺炎球菌ワクチン」接種時に、保護者が同伴できず親族に委任する場合は、「委任状」が必要になります。市内実施医療機関へ予約時に「委任状」を受け取り、用紙に必要事項を記載した上で、委任してください
  - ⑤ 「子宮頸がん予防ワクチン」接種時に保護者が同伴できない場合、「予診票への保護者自署」と「保護者同意書」が必要です。「保護者同意書」は健康課に備えてありますので、問い合わせください。なお、書類不備の場合は接種できませんので、ご注意ください
- 【費用免除について】 生活保護受給者と中国残留邦人等支援給付対象の方は無料となりますので、生活保護受給者は福祉総務課（市役所1階）で交付する受給証明書を医療機関窓口へ提出してください

## 予防ワクチン接種を実施しています

ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチン

ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンは、乳幼児の細菌性髄膜炎や肺炎などの重篤（とく）な感染症を予防するための予防接種です。また、子宮頸（けい）がん予防ワクチンは、若い女性に多い子宮頸がんを予防する予防接種です。

市では、昨年度に引き続き、24年度（4月1日～25年3月31日）も「ヒブワクチン」「小児用肺炎球菌ワクチン」「子宮頸がん予防ワクチン」接種事業（接種費用は1割自己負担）を実施します。

これらの予防接種は「任意接種」となります。予防接種の効果や目的、副反応の可能性などについて十分にご理解いただき、保護者の判断により接種を受けてください。

詳しくは健康課☎477・0022へ。

24年度「ヒブワクチン」「小児用肺炎球菌ワクチン」「子宮頸がん予防ワクチン」接種(任意接種)を行う市内の実施医療機関

医療機関	所在地	電話番号	子宮頸がん	ヒブワクチン	小児肺炎球菌
東久留米団地診療所	上の原1-4-28-113	471・2628	○	○	○
篠原医院	金山町2-6-14	471・1431	○	○	○
松岡レディースクリニック	東本町1-3	479・5656	○		
細井医院	東本町4-3	471・0130	○	○	○
石橋クリニック	東本町8-9	477・5566	○	○	○
いくせ医院	新川町1-4-18	471・2304	○	○	○
尾崎医院	浅間町2-26-19	421・8138	○	○	○
たかはしクリニック	本町2-3-4	479・1800	○		
大塚小児科アレルギー科クリニック	本町3-1-23	479・7300	○	○	○
富士見通り診療所	本町3-3-23	471・2291	○	○	○
あだち医院	本町3-11-15	420・5661	○		
山口内科・呼吸器科クリニック	本町3-12-2	472・2386	○		
おぎき内科循環器科クリニック	幸町4-2-1	477・0555	○		
さいわい町診療所	幸町5-7-1	470・7676	○		
ひばりヶ丘診療所	学園町2-11-14	421・0973	○	○	○
前沢医院	前沢2-10-9	471・0154	○	○	○
鈴木クリニック	南沢5-18-50	460・8502	○	○	○
鹿島医院	南沢4-3-2	461・2967		○	○
尾町内科クリニック	南町1-6-11	460・0531	○		
大波外科胃腸科	下里7-6-2	473・7355	○	○	○
滝山病院	滝山4-1-18	473・3311	○		
ペルフェ滝山マタニティクリニック	滝山5-3-6	477・3503	○		
石垣整形外科	滝山5-22-17	470・0620	○		
飯田医院	滝山7-15-16	472・8181	○		
長生医院	滝山7-3-17	473・1117	○	○	○

象の方は無料となりますので、生活保護受給者は福祉総務課（市役所1階）で交付する受給証明書を医療機関窓口へ提出してください

【実施会場】 ①東久留米市内の実施医療機関は上表の通り（「予診票」「予防接種の説明書」「委任状」は各医療機関に備えてあります）②小平市・東村山市・清瀬市・西東京市の実施医療機関（東久留米市の予診票を持参する必要がありますので、事前に健康課☎477・0022へお問い合わせください）

《今号の主な内容》  
・固定資産税・都市計画税の24年度あらまし  
・電話を使った「振り込み詐欺」にご注意を  
・ひばりが丘団地南公園が完成しました  
・毎月第1・第3土曜日に「青空市」を開催